

洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和5年9月発行

農地パトロール強化月間 (8月~10月) 実施中!



8月22日火、洲本市役所北側玄関口にて、農地パトロール出発式が行われました。翌日8月23日水、安平地区からスタートし、地区内の農地を確認しました。今年も8月下旬から10月上旬にかけて市内全区域の農地を見回っていきます。

農地の適正利用に向けて、これからも現地調査を進めています。調査の際には農地に立ち入ることもありますので、ご協力をお願い致します。

農地パトロールについて

農業委員会では、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握」、「発生防止・解消、農地の違反転用発生防止・早期発見」のために、農地利用状況を調査しています。

遊休農地とは

- ①現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ②その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地

いつ誰が行うのか

緑色の帽子をかぶった農業委員、農地利用最適化推進委員、市職員が現地を見回ります。

遊休農地と確認したら

農地パトロールで、遊休農地と判断された農地の所有者などに對して、今後、農地をどのように利用するかの利用意向調査を行います。利用意向調査後、6カ月を過ぎても、農業上の利用が図られないときは、農地の所有者などへ農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、その農地の固定資産税額が約1・8倍になる場合があります。

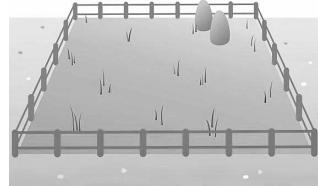
農地を所有している方へ

地域ぐるみで保全を図つたり、地域計画を策定し、新規就農者を募り、農地の有効利用を促進していくなどの対策をお願いします。



相続土地国庫帰属制度

～相続した土地の管理にお困りの方へ～



どんな制度？

A 相続したものの、利用しない土地を手放す制度です。



誰でも申請できるの？

A 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、帰属の承認申請できます。



どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常の管理又は処分を行うときに、過分の費用や労力が必要となる土地は帰属の対象外となります。



手続にはお金がかかるの？

A 審査手数料のほか、承認を受けた場合は10年分の管理費用の額に相当する負担金の納付が必要です。

問い合わせ先

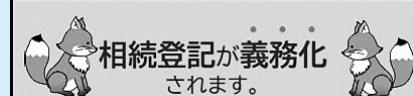
神戸地方法務局 洲本支部
☎0799-22-0497

法務省HP

「相続土地国庫帰属制度について」



令和6年4月から 相続登記が義務化されます



所有者が亡くなったのに相続登記されないため、登記簿を見ても持ち主がわからず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題が起きています。

農地でも所有者不明が増えると耕作放棄地へつながります。法務局へ相続登記し、その後に農業委員会事務局へ届けてください。令和6年4月からは、正当な理由がないまま相続登記を行わないといと、過料が科される場合があります。

問い合わせ先

神戸地方法務局 洲本支部
☎0799-22-0497

法務省HP

「相続登記が義務化されます
(令和6年4月1日制度開始)」



農家の皆さん 読んでみませんか！

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：新聞本紙＝月額700円(税込) ※電子新聞も閲覧可能
電子新聞＝月額500円(税込)
- 発行所：全国農業会議所

老後の備えは

国民年金 + 農業者年金



そもそも農業者年金って何？

農業者の年金は、サラリーマンと比較してみると公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。足りない分は自分で補う必要があり、農業者には農業者年金があります。

加入は難しいのでは？

- 国民年金第1号被保険者（納付免除者除く）
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満

3つを
満たせば
OK

農業者年金には、どんなメリットがあるの？

保険料は月額2万円から6万7千円の中で自由に選択できます。その支払った保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分、課税対象所得が下がり所得税が安くなります。

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額（最高保険料6万7千円の場合は3人分で241万2千円）が経営主の所得から控除できます。

詳しい内容は農業委員会事務局かお近くのJAまで。



個別の説明会も隨時開催します。

問い合わせ先

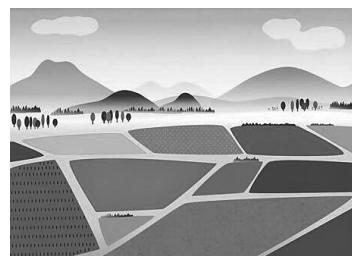
洲本市農業委員会事務局 ☎24-7628(直)

農地を新たに取得しようとされる方へ (農地法第3条許可申請の申請者へ)

農地を農地のままで取得する場合（所有権・賃借権・使用貸借権等）、農業委員会の許可が必要です。許可の申請の際には、下記の点にご注意ください。

- ①申請地を含め、所有している農地や借りている農地の全てを効率的に耕作すること
<農業用機械の準備、耕作に携わる者の確保>
- ②申請者または世帯員が農作業に常時従事すること
- ③申請する農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと
- ④譲受人が島内に在住する者であること
- ⑤地域計画の実現に支障を与えないこと

※法人が所有権を取得する場合、上記のほかに、農地所有適格法人の要件を満たすこと



本申請は、農地を農地として有効活用する為に農地を取得する申請です。取得後は速やかに営農を行ってください。

また、転用目的で農地を取得される場合は、農地法第3条許可申請ではなく、農地法5条許可申請でお願いします。農地のある場所や転用目的により転用許可が下りないこともありますので、ご注意ください。

令和4年度

農地賃借料情報

令和4年4月から令和5年3月までに締結された市内の農地の賃貸借の賃借料(10a当たり)は、次のとおりです。

地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市全体	10,700円	19,600円	4,300円	88筆
洲本	10,200円	17,200円	5,000円	68筆
五色	11,800円	19,600円	4,300円	20筆

※農地の賃貸借契約をするときの目安になるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したもので、今後の賃借料を定めたものではありません。
最終的には当事者間で協議し決定するようお願い致します。

令和4年度 農地法申請等審議状況

	件数	面積(ha)
農地法3条許可申請 (農地の権利移転・設定)	138	24.22
農地法4条許可申請 (農地転用)	7	0.65
農地法5条許可申請 (農地転用のための権利移転・設定)	34	5.32
利用権設定申出 (農地の貸し借り)	229	58.91
非農地証明願	28	1.79
農地法施行規則第29条 第1号の確認証明願 (200m ² 未満の農業用施設用地の転用)	1	0.02
農地法第3条の3の届出 (相続等での農地の取得)	35	21.82
農地及び採草放牧地の現況変更届	3	0.3

農業用軽油免税証の
交付申請の際には、
耕作証明書の提出が
必要です

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望の方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。

初めて申請される方は、あらかじめ下記のお電話にてお問合せください。

お問合せ先

洲本県税事務所 課税第2課

☎0799-26-2030

農業委員会では毎月

- 5日** 申請等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌開庁日)
- 22日** 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口
TEL 0799-24-7628 (直通)
FAX 0799-25-3590
ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>
メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

